したがって、事業者は、これらのことを踏まえ、家電品に関する表示に当たっては、次のことを守るものとする。

⑴・⑵　（略）

⑶　一般消費者の正しい理解を得るために、提供する情報の前提条件を明瞭に表示するように努めること。

⑷・⑸　（略）

2　（略）

（不当表示の禁止）

第４条　事業者は、自社の家電品の品質、規格その他の内容について、実際のもの若しくは競争事業者に係るものよりも著しく優良である、又は価格その他の取引条件について実際のもの若しくは競争事業者に係るものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴・⑵　（略）

⑶　家電品の選択、購入又は使用に当たり重要な事項についての不表示又は不明瞭な表示

⑷　（略）

（カタログの必要表示事項）

第５条　事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

⑴～⑺　（略）

2　（略）

（取扱説明書の必要表示事項）

第６条　事業者は、取扱説明書を作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

⑴～⑻　（略）

（保証書の必要表示事項）

第７条　事業者は、保証書を作成する場合又は取扱説明書の一部を保証書とする場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

⑴～⑾　（略）

（本体の必要表示事項）

第８条　事業者は、家電品の本体に電気用品安全法及び家庭用品品質表示法に基づく表示を行うほか、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

⑴～⑶　（略）

⑴・⑵　（略）

⑶　一般消費者の正しい理解を得るために、提供する情報の前提条件を明りょうに表示するように努めること。

⑷・⑸　（略）

2　（略）

（不当表示の禁止）

第４条　（同左）

⑴・⑵　（略）

⑶　家電品の選択、購入又は使用に当たり重要な事項についての不表示又は不明りょうな表示

⑷　（略）

（カタログの必要表示事項）

第５条　事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。

⑴～⑺　（略）

2　（略）

（取扱説明書の必要表示事項）

第６条　事業者は、取扱説明書を作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。

⑴～⑻　（略）

（保証書の必要表示事項）

第７条　事業者は、保証書を作成する場合又は取扱説明書の一部を保証書とする場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。

⑴～⑾　（略）

（本体の必要表示事項）

第８条　事業者は、家電品の本体に電気用品安全法及び家庭用品品質表示法に基づく表示を行うほか、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。

⑴～⑶　（略）

（希望小売価格等の表示） **第12条**　事業者は、希望小売価格（あらかじめカタログ等により一般消費者に公表されているもの）等の表示に当たっては、次の各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　（略） ⑵　希望小売価格に含まれないものがある場合は、その旨を明瞭に表示すること。 ⑶　希望小売価格がない場合は、カタログ等にその旨を明瞭に表示すること。 ⑷　（略） 2　（略） （公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会の事業） **第13条**　公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は次の事業を行う。 ⑴～⑼　（略）	（希望小売価格等の表示） **第12条**　（同左） ⑴　（略） ⑵　希望小売価格に含まれないものがある場合は、その旨を明りょうに表示すること。 ⑶　希望小売価格がない場合は、カタログ等にその旨を明りょうに表示すること。 ⑷　（略） 2　（略） （社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会の事業） **第13条**　社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は次の事業を行う。 ⑴～⑼　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○電波法第百三条の二第二項の規定により指定する周波数を定める件

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、総務大臣が指定する周波数を次のように定め、平成二十四年十月一日から施行する。

なお、平成二十三年総務省告示第四百十九号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）は、平成二十四年九月三十日限りで廃止する。

平成二十四年九月二十五日　　総務大臣　川端　達夫

総務大臣が指定する周波数は、次の表の左欄に掲げる区域に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる周波数とする。

法別表第七上欄に掲げる区域	法第百三条の二第二項の規定により指定する周波数
一の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、1,427.9MHzを超え1,455.35MHz以下、1,475.9MHzを超え1,503.35MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注１）、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数
二の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下（注２）、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注１）、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数